

学校栄養士の職務制度に関する歴史研究

Historical Study on the Duties of the School Dietician System

飯塚さち子*¹ 平本福子*²
Sachiko IIZUKA Fukuko HIRAMOTO

Objective: To clarify the historical changes of the duties system of school dieticians, based on the literature related to school lunches and school dieticians

Method: We classified the literature on school lunches and school dieticians as well as the administrative documents such as laws, ministerial ordinances, etc., published papers, books and journals in chronological order, and made a catalogue with attachment of brief explanations. Also we made interviews with well-informed persons. Based on our study results, we divided the history of school dieticians into 5 periods (Period I: from 1889~1945 during which time no system of stationing dieticians existed, and in pre-war era; Period II: from 1946~1953 during which time no system of stationing dieticians existed, and in post-war era; Period III: from 1954~1973 during which time no system of stationing dieticians existed, but the School Lunch Law was enacted; Period IV: from 1974~2004 during which time the School Dietician System was established; and Period V: from 2005~, during which time the System for Diet and Nutrition Teachers was provided), and drew up a chronological table with a complete history.

Results and Discussion: By having prepared a catalogue, we were able to arrange the literature and materials related to the duties of school dieticians which were seen only here and there in the past, which made it possible to become a basic material for future research and study. Moreover, the complete history which we described allowed us to make a perspective view on the history of school dieticians from the post era of the 2nd World War up to the present, from the viewpoint of a social system. It was found that the budgetary measures of personnel expenses, etc., understanding on the side of teachers and the improvement of ability of dieticians remained a task to be solved for the system reform of school dieticians that were observed to be common in any era.

1 緒言

1) 新制度(栄養教諭)の理念と現状との乖離

2005年(平成17),学校における「食に関する指導」体制を整備することを目的に,新たな教諭制度として栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は,学校教育法において「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められている¹⁾。従来,学校には栄養士もしくは管理栄養士の資格を持った学校栄養職員が配置されており,その職務は学校給食法に定められる「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる」²⁾ことであった。学校栄養職員は献立作成や衛生管理等の学校給食の管理の他に,チーム・ティーチング(TT)や特別非常勤講師等による児童生徒に対する食に関する指導等も行ってきたが,学校全体の食育推進を担うことについては,本来的な職務として位置付けられてこなかった³⁾。新たに創設された栄養教諭の職務は,学校における食に関する指導の要として,学校給食の管理と学校給食を活用した食に関する指導を一体的なものとし

て行うことで教育上の高い相乗効果がもたらされると期待されている⁴⁾。

しかし,これまでの学校栄養職員が全て栄養教諭へと移行したわけではない。現在学校栄養職員から栄養教諭へと徐々に移行しているが,栄養教諭の配置は法的な必置義務とはされなかったため,創設から8年が経過した現在においても,栄養教諭配置は依然として進んでいるとは言い難い^{3,5,6)}。山本の報告⁷⁾に基づいて,栄養教諭数を義務教育諸学校数で除した値を「栄養教諭配置率」とすると,2012年度の全国学校数33,267校に対して4,262名の栄養教諭が配置されているが⁸⁾,その配置率は12.8%と低い。さらに,栄養教諭の配置は各地方公共団体や設置者の判断によることとされているため,各都道府県における配置率の格差が大きく,2012年度最も高い配置率の香川県は276校中74名で26.8%に対し,最も低い東京都は2,258校中44名で1.9%である。このような都道府県における栄養教諭の配置格差の理由には,自治体の財政状況だけでなく,

*¹ 宮城学院女子大学大学院健康栄養学研究科 仙台市立岡田小学校

*² 宮城学院女子大学大学院健康栄養学研究科

首長や県議会の栄養教諭への認識、考え方、また運動団体の力の影響等も関係していることが指摘されている⁷⁾。

2) 学校栄養士の職務に関する歴史研究の必要性

① 栄養教諭制度発足に係る議論の問題点

栄養教諭制度はいくつかの批判を浴びながらも設置される運びとなった制度である。栄養教諭制度に対する国会審議では、なぜ栄養教諭の配置が都道府県の判断によるのか、必置にしないのはおかしいという意見⁹⁾とともに、これまでの学校栄養職員とどう違うのか、制度を創設すること自体が疑問であるといった、批判的な意見が出された^{10,11)}。また、家庭科教育学会からも批判的な意見が表明され¹²⁻¹⁴⁾、中央教育審議会においても、答申の最終的な審議においても栄養教諭創設に対する疑問や意見は消えなかった¹⁵⁾。

② 学校栄養士制度の変遷

学校栄養士は学校給食の始まりとともに配置され始めたが、その地位や職務は長い間法制化されず曖昧にされてきた。1954年(昭和29)の学校給食法制定により学校給食には法的な根拠が生まれたが、この法律の中には、学校における栄養士の配置や職務内容等に関する規定が一切設けられていなかった^{16,17)}。その後1974年(昭和49)、学校給食法が改正された際によく「学校栄養職員」という職名と資格が明記された²⁾。学校栄養職員は県費負担職員として位置付けられ、その地位は確立され始めた。しかし教員ではないが故に、学校において栄養士の専門性を発揮することが困難であったり、立場の曖昧さに耐えなければならなかったりする状況は変わらなかった¹⁸⁾。そのような状況下、学校栄養職員は給食管理とともに食に関する指導においても実践を積み重ねていった^{19,20)}。このように、栄養教諭制度に至るまでには、積み重ねてきた長い歴史の背景がある。

③ 学校栄養士に関する歴史研究の少なさ

栄養教諭制度に関する先行研究では、制度の概要や職務内容、事例^{3,5,6)}、養成^{21,22)}等について紹介、検討したものが多く報告されている。これらの報告では、栄養教諭の今後の課題として栄養教諭を活かし育てる環境の整備^{3,5)}や職務内容の明確化、業務の効率化³⁾等が挙げられており、いずれも栄養教諭制度の実施に現状が追いついていないことが指摘されている。また、栄養教諭制度の成立過程に関しては、川越²³⁻²⁵⁾や、山本による研究⁷⁾が挙げられるが、これらは主に1997年(平成9)以降の栄養教諭制度の成立過程を論じている。さらに、黒川による研究²⁶⁾は、主に栄養教諭の前身である学校栄養職員が誕生した1974年(昭和49)以降について論じたものである。

このように、近年の栄養教諭制度に関する研究は多く報告されているものの、学校給食発足以降全体を見渡した歴史研究は、藤沢による研究¹⁹⁾の栄養士養成制度の歴史的経緯や配置状況等についての報告がみられるのみである。

また、全国学校栄養士協議会名誉会長である田中による一連の報告²⁷⁾もあるが、これらは栄養教諭制度実現に至るまでの全国学校栄養士協議会における運動に限られたものである。

以上のように、学校栄養士の制度について歴史全体をまとめた研究は拙見では見当たらない。また、学校給食や学校栄養士に関する文献・資料は様々なものが刊行・報告されているが、それらを系統的にまとめたものも確認することができない。栄養教諭に近い職種である養護教諭の歴史研究²⁸⁻³⁷⁾と比べても、学校栄養士に関する歴史研究はあまりにも少ない。

本研究では、これまで学校栄養士についての歴史研究がほとんどされてこなかったことが、現在の栄養教諭制度の不理解につながる要因のひとつではないかと考え、歴史的な観点から、学校栄養士の職務制度をみることの意義は大きいと考えた。なお、本研究における「学校栄養士」とは、学校において栄養士もしくは管理栄養士の資格をもって学校給食業務に携わっている人のこととする。

II 目的

本研究の目的は、学校栄養士の職務制度を歴史的に明らかにし、その職務と制度創設に関する歴史的背景について考察することである。

III 方法

1. 学校栄養士に関する文献・資料目録の作成

学校給食と学校栄養士の職務に関する先行文献・資料を収集し、分類毎に年代順に並べて文献・資料目録を作成した。なお本研究では、学校給食そのものに関する文献・資料については除外することとした。文献・資料目録の分類は、以下の通りである。

1) 栄養士制度ならびに学校給食に関する法律・省令などの行政文書

①法律・省令 ②通達

2) 学校栄養士に関する研究論文

3) 学校栄養士に関する著書

4) 学校栄養士に関連する雑誌

①「学校給食」 ②「栄養教諭」 ③「栄養と料理」

5) その他

①上記以外の雑誌記事 ②国会会議録 ③ホームページ

2. 学校栄養士の職務や制度に関する有識者への聞き取り調査

学校栄養士の制度や職務についての有識者である香川芳子氏、川戸喜美枝氏へ聞き取り調査を行った。データ収集方法は半構成的面接法とし、インタビューガイドを作成し、質問した。インタビュー内容はICレコーダーに録音し、逐語録を作成した。インタビュー時間は約2時間であった。

3. 学校における栄養士の職務に関する通史の作成

学校における栄養士に関する文献・資料目録と聞き取り調査結果をもとに、学校における栄養士と学校給食制度の年表を作成し、学校給食の開始以降から現在に至るまでの学校における栄養士の職務について歴史的な観点から記述した。

IV 結果

1. 学校栄養士に関する文献・資料目録

学校栄養士の歴史研究に役立つ資料作成を目的とし、学校給食と学校栄養士の職務に関する文献・資料目録を作成した。

2. 学校栄養士制度の通史

収集した文献をもとに、学校栄養士と学校給食の制度の歴史について年表を作成した（表1）。なお、年表は学校給食と学校栄養士の位置づけの変遷により、5つに時代区分した。

1) 日本における栄養士の始まりと戦前の学校給食（Ⅰ期）

日本における栄養士の始まりは、1925年（大正14）に佐伯矩が設立した^{38,39} 栄養学校において養成された卒業生である。しかし、1938年（昭和13）ごろまでの栄養士は黎明期であり、法的根拠のない人格名称に過ぎず、各所に就職した栄養士達の身分処遇は不安定であった。その後、皮肉にも厳しい食糧事情と戦時下という状況とともに栄養指導は強く求められ、それらを推進する栄養士の身分とその業務を国家的に確立することが重要視されていった⁴⁰。1945年（昭和20）には栄養士規則が制定され、栄養士は「栄養士の名称を使用して国民の栄養の指導に関する業務をなす者をいう」⁴¹と規定された。

日本における学校給食は、1889年（明治22）山形県鶴岡町私立忠愛小学校にて始まった。当時の学校給食は、貧困家庭の児童の救済が目的であり、無料で昼飯給食が提供された。1926年（大正15）、文部省は訓令をもって「学校給食奨励規程」を定めて栄養改善について明記し、貧困児童だけでなく栄養不良、身体虚弱児も含めた給食が実施された⁴⁰。1937年（昭和12）の日中戦争を契機に学校給食の社会的意味は変化し、新村は「戦争下で実施された日本の学校給食は、貧困救済や慈善事業ではなく、また、教育としての学校給食でもなく、戦争完遂のために人口資源を増強、確保する厚生の事業であった」と述べている⁴²。

2) 栄養士制度の創設・戦後の学校給食再開と法制化（Ⅱ期）

1947年（昭和22）に日本国憲法が施行されたことに伴い、栄養士規則は存続整備されることとなり、栄養士の身分・業務を明確化し、その資質の向上を図って国民栄養指導の徹底を期する栄養士法が公布された。この法律により、栄養士は「栄養士の名称を用いて栄養指導に従事することを業とする者をいう」⁴³と規定された。さらに1952年（昭和27）には「栄養改善法」が制定され、栄養改善行政の体制が整い、組織化された栄養改善指導が行われる

ことになった。一方、同時期の新学制により新制大学や短期大学が開始され、栄養士の養成施設は続々と増えていった^{38,40}。その結果、多くの卒業生が栄養士の免状を持つこととなり、栄養士の職業としての地位は低下していくこととなった³⁸。これに対して荻原は、栄養行政を推し進めるためには多くの栄養士を世に送り出して改善事業に当たらせなければならなかったことや栄養改善法を制定して栄養士の設置を規制するためにも、そもそも栄養士の数自体が少ないのでは話にならなかったことを記している³⁹。

一方学校給食については、1946年（昭和21）に新しい学校給食の方針として、文部・農林・厚生三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が出された。また、アジア救済公認団体LARA（ララ）や連合国総司令部の物資援助も受けて、戦時中一時中断していた学校給食は再開されることとなった。しかし学校給食は依然として制度的、財政的な基盤を持つことはできず、連合国総司令部、特にアメリカ合衆国の援助に支えられる形であらうじてその普及が図られるという状況が続いていた^{17,40,42,44}。

当時の学校栄養士については、すでに学校に栄養士を置くことの重要性が言われていたが^{45,46}、実際には栄養士の資格を持って学校に配置されていた者の数は足りなかったため、代わりに養護教諭や給食主任等の教員が、本務の片手間に給食も行うのが実情であった。また、栄養士が学校に配置されていても、その身分は作業員や用務員である場合も多くあった^{47,48}。

このような状況の中、当時の学校給食の関係者が学校給食制度の脆弱な体質を憂慮し、1950年（昭和25）に「第一回学校給食研究協議会」を開催した。当時の雑誌には学校給食研究協議会が「学校教育法の一部を改正して学校職員の中に栄養教諭（仮称）をおき、教育免許法の中に、栄養に関する職員の資格を規定する」ことを建議する予定であることが記されている⁴⁹。しかし、他の文献ではこのことを確認できなかったことから、実際には栄養教諭に関することは建議されなかったと考えられる。ただ、1951年（昭和26）に岩原が栄養教諭について記述している⁵⁰ことから、学校栄養士を教諭として位置付ける考えは、当時からあったということがわかる。

しかし、この後の国会会議録（1952）では、当時の学校給食施設の栄養士数は約一割で、文部省では学校の教職員の定員上、栄養士をすぐに増やすことはできないことから、教員に栄養士の資格を取らせることを勧奨する発言⁵¹さえある。学校における栄養士の必要性は少しずつ認知されながらも、当時は栄養士の配置自体が目標であり、栄養教諭創設については時期尚早であったと考えられる。

学校給食を制度化することができないまま、1951年（昭和26）のサンフランシスコ講和条約によりガリオア資金は打ち切れ、多くの学校が学校給食の中止に追い込まれてしまった。こうした事態に対して、「全国学校給食推進協議会」が結成され、全国各地で学校給食廃止への反対運

動と国庫補助の継続要請運動が盛り上がっていった。また、教職員・P T Aを中心に全国的な廃止反対・実施継続要求の大運動も起こり、このような世論の高まりが学校給食の法制化の動きに拍車をかけていった^{17,40,42)}。

そして、1954年(昭和29)に学校給食法が制定され、学校給食に法的な根拠が生まれることとなった。しかし、あくまでも学校給食の実施は努力義務とされたため、学校給食法は学校給食の『奨励法』であって『義務法』ではない¹⁷⁾と解釈されることとなった。また、すでに学校には栄養士が配置されていたにも関わらず、学校栄養士の設置や職務内容等についての規定は一切設けられなかった。

3) 学校栄養士の身分確立運動の展開(Ⅲ期)

学校給食法(1954)には、学校栄養士については明文化されなかったが、その附帯決議に「学校給食を担当する栄養管理職員および必要な員数の調理に従事する職員の給与費についても国庫補助の途を開くこと」とされた。1957年(昭和32)学校給食法一部改正の際の附帯決議においても、学校栄養士制度創設について言及されることとなった。

このような決議の背景には学校栄養士が不安定な状況にあったことがあげられ¹⁷⁾、当時の雑誌には、学校栄養士の厳しい勤務実態が数多く報告されている⁵²⁻⁵⁷⁾。このような状況を打開しようと、学校栄養士等の団体は学校栄養職員の設置等についての働きかけを行うようになった。1959年(昭和34)には、東京都学校栄養士会が中心となり「学校栄養士の設置並びに身分保障に関する請願書」を国会に提出した²⁷⁾。また、1961年(昭和36)目標を「1校1名の栄養士、身分は栄養教諭」として全国学校栄養士協議会が設立された。全国学校栄養士協議会は設立以来、学校における栄養士の必要性を訴える陳情を全国的に行った^{27,58)}。それらの活動の影響もあり、1964年(昭和39)に学校栄養職員設置費補助制度が創設され、1966年(昭和41)度には配置基準が改善された。途中、大蔵省は何度かこの補助予算を打ち切ろうとしたが、その度に全国学校栄養士協議会が陳情を行い、国会議員を動かしながら、補助制度打ち切りの動きを阻止していった⁵⁸⁾。

また、この時期の栄養士や学校給食に関連する雑誌には、学校栄養士の身分や職務についての記事が多くみられるようになった。記事の主な内容は、学校栄養士の配置や身分の制度化⁵⁹⁻⁶¹⁾、その職務内容⁶²⁻⁶⁴⁾、望ましいあり方⁶⁵⁻⁷¹⁾等に関することである。しかし、これらは学校栄養士の配置を制度化してほしいという点では一致しているものの、身分は栄養士か、栄養教諭かで意見が大きく分かれていた。教諭の資格がないから栄養指導をさせてもらえない、文部省は学校給食を教育の一環としているのだからそれを進める栄養士を栄養教諭にするべきなど、教諭の資格と地位を求める意見^{68,72-75)}がみられる。

一方、栄養士は給食現場の管理が第一であり、栄養士は教師のまねごとをせず教育に関することは教師に任せ、栄

養指導については間接的に行えばよい等、否定的な意見⁷⁶⁻⁷⁸⁾も少なくなかった。さらにこの時期には、学校における栄養士の意識の低さや勉強不足を嘆き、望ましいあり方を説くような記事⁶⁵⁻⁷¹⁾も多くみられる。1970年(昭和45)には、学校給食を管理する者の配置制度として「学校給食主事制度」が考えられるという動きもあった²⁷⁾。この制度は、資格要件に栄養士だけでなく調理師を加えようとしており、当時、学校栄養士の調理能力や管理能力を疑問視する考え⁷⁹⁾があったことが背景としてあげられる。

このような動向の中、1972年(昭和47)全国学校栄養士協議会が自由民主党の議員等を動かし、学校栄養職員設置新7カ年計画が策定された。これを機に、学校栄養士の制度創設は全国学校栄養士協議会と国会議員の協力により一気に進展していくこととなる。

そして1974年(昭和49)、学校給食法、義務教育費国庫負担法、市町村立学校職員給与負担法等の関係法律が改正され、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律並びに関係政令が制定された。学校給食法には「学校栄養職員」の条項(第5条の3)「義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は栄養士法第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有するものでなければならない。」²⁾が追加され、学校給食発足以来初めて、学校給食には栄養士が必要であるということが明記された。

また、公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律には、「教職員」の中に学校栄養職員が追加された。さらに学校栄養職員に係る給与費の負担制度が改正され、学校栄養職員も教諭や養護教諭等の給与費と同じく都道府県の負担対象でその二分の一を国が負担することとなり、配置標準も若干改善された。これらにより、学校給食における栄養士の身分や職務が曖昧で不安定であったことに関する問題は、基本的には改善の方向へ向かうこととなった⁸⁰⁾。

4) 学校栄養職員の誕生・栄養教諭制度創設へ(Ⅳ・Ⅴ期)

1974年(昭和49)、文部省案として出された「学校栄養職員の職務内容の準則」に基づき、各都道府県では職務を規定・例示した⁸¹⁾。一方、全国学校栄養士協議会は「1校1名の栄養士、身分は栄養教諭」の目標実現のため、引き続き様々な活動を展開し⁸²⁾、学校栄養職員は少しずつその身分の安定化と配置率の上昇がはかられていった⁸³⁾。1986年(昭和61)、文部省は「学校栄養職員の職務内容について」を通知し学校栄養職員の職務内容が示された。この通知では、学校栄養職員は児童生徒に対する直接的な指導を行うのではなく、教員を補佐するという位置付けに留められた。

しかし、学校栄養職員の制度ができたからといって、学校栄養士の栄養教諭創設への要望がなくなったというわけ

ではなかった。根岸は栄養教諭としての位置づけの必要性を指摘しており⁸⁴⁾、1990年（平成2）に行われた調査⁸⁵⁾では、栄養士の圧倒的多数が栄養教諭制度創設を強く望んでいることを報告している。

1997年（平成9）、保健体育審議会により「食に関する指導を行うのに必要な資質を担保するため、新たな免許制度の導入を含め、学校栄養職員の資質向上を検討する必要がある」⁸⁶⁾という答申が出された。この背景には、社会環境が大きく変化し、子どもの食生活を取り巻く状況に様々な問題が表面化すると同時に、心や体の健康問題も多く指摘されるようになったことが挙げられる¹⁶⁾。これにより、長年の目標であった栄養教諭制度は一気に現実味を帯びたものとなった。1998年（平成10）頃からは学校栄養職員による「食に関する指導」が推進され、給食指導への協力・参画はもちろん、学級担任等とのTT授業や特別非常勤講師としての任用等、学校栄養職員は様々な実践を積み重ねていった^{19,20)}。さらに、2002年（平成14）、2004年（平成16）と中央教育審議会より出された答申により、栄養教諭の職務や資質の確保が具体的に示され、栄養教諭制度創設へ向けて大きく動いていった。

そして2005年（平成17）「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、「栄養教諭」が誕生した。現行の学校栄養職員は、免許法認定講習を受講し、一定の単位を取れば栄養教諭の資格を取得することができることとなった。一方、2008年には学校給食法が改正され、栄養教諭と学校栄養職員は「学校給食管理者」とされ、学校栄養職員は栄養教諭に準ずると規定され、両者の職務の違いが曖昧になっている。

V 考察

1. 本研究で作成した文献・資料目録と通史の役割

1) 学校栄養士に関する研究の推進

本研究で文献・資料目録を作成したことにより、これまでは散見されていた学校栄養士に関する文献を分野別に整理したことから、文献検索が容易になった。今後、学校栄養士に関する調査研究を行う場合にはこの文献・資料目録がガイド的な役割を果たすことができると考えられる。さらに通史を作成したことにより、学校栄養士の職務制度の歴史について、第二次大戦以降から現在までの全体を見渡すことができるようになった。

2) 通史作成による新たな知見

①栄養教諭創設までの歴史的背景

本研究で収集した文献によれば、栄養教諭創設については少なくとも1950年（昭和25）頃には検討されており^{49,50)}、他の著書⁸⁷⁾や雑誌の記事^{68,72-75)}、国会会議録^{88,89)}でも栄養教諭についての記述がみられる。これらのことから、栄養教諭制度の創設は近年唐突に考えられたものではなく、学校給食法が制定される以前から議論され、長年

に渡り実現に向けての運動がなされてきたことが確認できた。

②学校栄養士の制度創設を阻んでいた要因

学校栄養士の制度はなかなか創設されなかった。その要因には、専門職として制度される上での財政的な負担、さらに学校給食の教育的役割と学校栄養士の存在価値が認められなかったことがあげられる。そして制度がなく職務が定められていないことで、学校栄養士が能力を発揮できず、周囲からやる気がないと判断されてしまい、結果的に職務が理解されず制度創設の必要性が認識してもらえないという悪循環が生じていた。中原によれば、1970年当時の学校は栄養士よりも教員の増員や養護教諭、事務職員の設置を望んでいた。また、学校関係者が教育の中に栄養士が入り込むことに対して拒否するような空気を持っているとの指摘もある⁹⁰⁾。さらに文部省でさえ、栄養士の増員はすぐにできないからと教員に栄養士の資格を取らせることを勧奨していたことから、栄養士資格と職務の内容がどのように関連づけられていたのかには疑問が残る。

③制度創設と政治の関係

学校栄養士制度の歴史を見ると、その創設には全国学校栄養士協議会が大きく関わってきたことがわかる。特に会長田中信氏の存在は大きく、本研究におけるインタビューでは、香川氏と川戸氏の両者が「田中信氏がいなかったら栄養教諭制度はできなかったのではないかと語っている。田中信氏は少なくとも国会議員を動かす政治的手腕と情熱は並々ならぬものがあり、各制度創設において多大な影響を与えたことは間違いのないであろう。政治を動かせば制度が変わることは事実であり、全国学校栄養士協議会の政治運動がなければ栄養教諭制度が今日までに実現していたかどうかはわからない。しかしそのために、議論が十分にされないまま栄養教諭制度が拙速に創設されたという批判を受けることになってしまったのも事実である。今後は栄養教諭自身が実績を示し、制度創設が拙速なものでなかったことを示していく必要があるだろう。

2. 今後の課題

本研究において収集した文献・資料には限りがあり、今後はさらに文献・資料の収集、整理を進める必要があるだろう。また、文献・資料を精読し、詳しく分析するまでには及ばず、通史は概説に留まらざるをえなかった。今後、文献・資料目録ならびに通史を充実させることで、学校栄養士の歴史研究を進めたいと考える。

なお、本研究で作成した文献・資料目録は宮城学院女子大学ホームページ：大学図書館（宮城学院女子大学生生活環境科学研究所報告）において公開している。

本研究にあたり、女子栄養大学学長香川芳子氏、元文部省体育局学校健康教育課学校給食調査官川戸喜美枝氏には資料提供等でご協力いただき感謝申し上げます。

表1 学校における栄養士と学校給食の歴史

学校における 栄養士の位置付け	西暦	年号	学校における栄養士	学校給食
第Ⅰ期 栄養士 配置制度なし (戦前)	1889	明治22		日本初の学校給食が実施(山形県鶴岡町私立忠愛小学校)
	1907	明治40		広島県、秋田県の一部で学校給食実施
	1911	明治44		岩手県、静岡県、岡山県の一部で学校給食実施
	1914	大正3		東京の私立栄養研究所(佐伯矩設立)が、文部省の科学研究奨励金を受けて、付近の学校の児童に学校給食を実施
	1919	大正8		東京府が私立栄養研究所佐伯矩博士の援助により、東京府直轄の小学校にパンによる学校給食を開始
	1923	大正12		文部省次官通達「小学校児童の衛生に関する件」
	1924	大正13		文部省、震災後の学校給食状況調査を実施
	1925	大正14	佐伯矩が栄養指導の専門家を育てる世界初の学校として「栄養学校」を設立	
	1926	昭和元	佐伯栄養学校の卒業生を「栄養士」と呼ぶ。日本最初の栄養士の誕生	
	1932	昭和7		文部省訓令「学校給食臨時施設方法」 国庫補助による貧困児童救済のための学校給食
	1940	昭和15		文部省「学校給食奨励規定」交付
	1944	昭和19		6大都市の小学校児童約200万人に対して学校給食が実施
	1945	昭和20	厚生省令として栄養士規則が出る。政府提案で栄養士資格を初めて規定	
第Ⅱ期 栄養士 配置制度なし (戦後)	1946	昭和21		文部・厚生・農林3省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」
	1947	昭和22	栄養士法成立。栄養士の社会的な位置付けが確立 「学校教育法」成立	ララ(アジア救済委員会)物資による学校給食が行われる。 全国で約300万児童に対し、学校給食開始
	1948	昭和23		文部省通達「学校給食は教育の一環として」
	1949	昭和24		ユニセフ(国際連合児童基金)からミルク援助 ガリオア資金で給食用脱脂粉乳1万8877トン輸入
	1950	昭和25	第1回全国学校給食研究協議大会が開かれる 栄養士法の一部を改正する法律 文部省から各都道府県教育委員会へ「学校給食の衛生管理の強化について」	アメリカ寄贈の小麦粉で8大都市の小学生児童に完全給食を実施 文部省より各都道府県教育委員会へ「全国学校給食週間の開催について」
	1951	昭和26	学校給食関係栄養士再教育講習会が東京で開催される ブロック別学校給食関係技術者指導講習会が東京・大阪・福岡で開催される	全国の市制地に完全給食拡大 ガリオア資金打ち切り、学校給食が中止の危機に
	1952	昭和27	「栄養改善法」公布	文部省第116号次官通達「学校給食実施方針」
	1953	昭和28	学校給食関係栄養士再教育講習会が学校給食栄養管理講習会に名称変更	
第Ⅲ期 栄養士 配置制度なし (学校給食法 成立後)	1954	昭和29		「学校給食法」公布 文部省から各都道府県へ「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」
	1955	昭和30		日本学校給食会法公布
	1956	昭和31		「米国余剰農産物に関する日米協定等」調印 「学校給食法の一部を改正する法律等の施行について」 文部省から各都道府県へ「学校給食の実施について」
	1957	昭和32		「新学習指導要領」制定【学校給食は学校行事に位置付けられる】 国庫補助による牛乳供給、一部で始まる
	1958	昭和33	栄養改善法一部改正	
	1959	昭和34	東京都議会「一校一名の栄養士を求める請願」採択	
	1960	昭和35	第1回全国学校栄養士研究大会、東京上野で開催	
	1961	昭和36	全国学校栄養士協議会結成	学校給食制度調査会「学校給食制度の改善について」
	1962	昭和37	栄養士法等の一部を改正する法律	
	1963	昭和38		ミルク給食論争起こる、全国32ヵ所給食センター(4,000以下)設置
	1964	昭和39	人件費国庫補助実現(共同調理場)	牛乳の本格供給が始まる、共同調理場への補助開始
	1965	昭和40		学校給食の脱脂粉乳を牛乳へ切り替える運動
	1966	昭和41	人件費国庫補助実現(単独校)	
	1968	昭和43		「小学校学習指導要領」改正、小学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」に位置付けられる
	1969	昭和44		「中学校学習指導要領」改正、中学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」に位置付けられる
	1970	昭和45		脱脂粉乳から牛乳への切り替え促進、牛乳供給目標を改訂 米利用実験校指定、学校給食での米の利用の動きが現れる
1971	昭和46		文部省・都道府県学校給食センター整備へ補助	
1972	昭和47	学校栄養職員「新7カ年計画」		
1973	昭和48	栄養教諭制度実現促進期成会成立		

学校栄養士の職務制度に関する歴史研究（飯塚、平本）

学校における 栄養士の位置付け	西暦	年号	学校における栄養士	学校給食
第Ⅳ期 学校栄養職員	1974	昭和49	学校給食法改訂「学校栄養職員」誕生 、学校栄養職員が県費負担職員になる 文部省から各都道府県教育委員会へ「学校栄養職員の県費負担教職員制度への移行等に伴う事務処理について」 文部省案として「 学校栄養職員の職務内容の準則 」が出される	
	1975	昭和50		大阪府、兵庫県の一部の自治体で給食業務の民間委託始まる
	1976	昭和51		「学校給食法の一部を改正する法律等の施行について」学校給食に米飯を正式導入 ドライシステム調理場試行
	1978	昭和53	学校栄養職員が産休代替要員制度に組み入れられる	
	1980	昭和55	学校栄養職員の定数改善に関する十二年計画が始まる	
	1982	昭和57		全国統一献立の日(カレーの日) 文部省から各都道府県へ「学校給食業務の運営の合理化について」
	1985	昭和60	栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律	
	1986	昭和61	保健体育審議会から文部大臣に対し「学校給食の食事内容の改善について」および「学校栄養職員の職務内容について」の答申が出される 文部省より「 学校栄養職員の職務内容について 」通知	
	1989	平成元		「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が改正され、学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置付けられる
	1990	平成2	「新規採用学校栄養職員研修」を開始	
	1996	平成8		病原性大腸菌O157による集団食中毒で児童が死亡するなど各地で被害が発生
	1997	平成9	保健体育審議会の答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」 学校栄養職員の新規採用者研修が拡充、新たに経験者研修が始められる	
	1998	平成10	学校栄養職員による「食に関する指導」の推進(T.Tや特別非常勤師活用)の取組等)	
	1999	平成11	教育職員養成審議会の答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」	
	2000	平成12	栄養士法の一部を改正する法律	
	2001	平成13	学校栄養職員の定数改善【第7次教職員配置改善の一環として、平成13年度から平成17年度までの5年間にわたる994人を増員する計画が策定、実施される】	地産地消で、地元食材を学校給食に取り入れる学校が増える
	2002	平成14	中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」 栄養改善法が廃止。ほぼ同じような内容で引き継がれ、「健康増進法」が制定	総合的な学習で、食の授業が活発化 中央教育審議会が、食生活に関する学習教材及び指導用解説書を作成
2004	平成16	中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」 「学校教育法等の一部を改正する法律」公布 文部科学省より各都道府県へ通知「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」		
第Ⅴ期 栄養教諭 学校栄養職員	2005	平成17	「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、「栄養教諭制度」が創設される	「食育基本法」が公布
	2006	平成18	学校栄養職員の定数改善【平成18年度から平成21年度まであわせて138人の増員が図られる】	食育推進基本計画が策定
	2007	平成19	「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」が公布・施行 文部科学省より各都道府県教育委員会・知事へ依頼「栄養教諭の配置促進について」	
	2008	平成20	中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」	学校給食法が改正、「学校給食栄養管理者」として、栄養教諭と学校栄養職員が規定される 文部科学省より通知「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」
	2009	平成21	文部科学省より各都道府県教育委員会へ依頼「栄養教諭の配置促進について」	「新学習指導要領」告示、学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置付けられる 「学校給食実施基準」改正・施行 文部科学省より各都道府県へ通知「学校給食実施基準の施行について」

(参考文献)

- 1) 学校教育法 第37条13項 (2005)
- 2) 学校給食法 第5条の3 (1974)
- 3) 岸田恵津・原田恵美・増澤康男：兵庫県における栄養教諭の職務の現状と課題 ―任用1年後の栄養教諭を対象とした調査より―，兵庫教育大学研究紀要 34 (2009)
- 4) 文部科学省ホームページ：栄養教諭制度の概要
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm
- 5) 川越有見子：栄養教諭の職務実態に関する考察 ―福井県，京都市，札幌市，南国市の実態調査を通して―，東北大学大学院教育学研究科研究年報 57, 1 (2008)
- 6) 永嶋久美子：栄養教諭の現状，川村学園女子大学研究紀要 17, 2 (2006)
- 7) 山本裕詞：地方自治体における栄養教諭の配置に関する研究―宮城県を事例として―，郡山女子大学紀要 46 (2010)
- 8) 文部科学省学校基本調査調べ
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528>
- 9) 第159回衆議院文部科学委員会議事録第12号，平成16年4月16日 (2004)
- 10) 第159回衆議院文部科学委員会議事録第13号，平成16年4月20日 (2004)
- 11) 第159回衆議院文部科学委員会議事録第14号，平成16年4月21日 (2004)
- 12) 鶴田敦子：栄養教諭創設(案)の経緯から懸念されること，家庭科教育78 (3) ,6-10 (2004)
- 13) 牧野カツコ：中央教育審議会中間報告「食に関する指導体制の整備について」に対する意見，前々日本家庭科教育学会会長・日本家庭科教育学会HP
<http://www.jahee.jp/youbou.html>
- 14) 渡辺彩子：家庭科教育問題研究委員会 家庭科における食教育と栄養教諭制度問題を中心として，日本家庭科教育学会誌 48, 2 (2005)
- 15) 橋本委員：中央教育審議会(第32回)議事録，平成15年9月10日 (2003)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/03091001.htm
- 16) 大森玲子：学校における食育の推進と栄養教諭の役割，宇都宮大学教育学部紀要 58, 1 (2008)
- 17) 監修(社)全国学校栄養士協会：実践講座 学校給食 第2巻「制度と組織」，エムティ出版(旧名著編纂会) (1988)
- 18) 藤原文雄：学校栄養職員の職務実態・意識に関する調査研究，静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇)第56号 (2006)
- 19) 藤沢和恵：学校給食における栄養士の役割 (I)～(III)，中京女子大学紀要第28～30号 (1994～1996)
- 20) 川戸喜美枝・千葉県市原市立市原小学校編：ティーム・ティーチングを活かす 全教科栄養教育の推進，ぎょうせい (1996)
- 21) 藪田耕三・惣田智子・中村弘行・山田好子・稲葉佳代子・内山麻子・元田由佳・清水栄子：栄養教諭養成のあり方に関する一考察，小田原女子短期大学研究紀要 38 (2008)
- 22) 宮丸慶子・富岡和久・田中弘美：栄養教育実習に関する一考察，北陸学院短期大学紀要 39 (2007)
- 23) 川越有見子：創設過程にみる栄養教諭制度の法的位置づけと課題，山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所 37 (2010)
- 24) 川越有見子：栄養教諭制度に関する国会審議の分析と考察，東北大学大学院教育学研究科研究年報 56, 2 (2008)
- 25) 川越有見子：栄養教諭制度の創設過程に関する考察 ―審議経過を中心に―，東北大学大学院教育学研究科研究年報 56, 1 (2007)
- 26) 黒川雅子：栄養教諭制度化に関する一考察，日本女子大学大学院紀要 家政学科研究科・人間生活学研究科 第10号 (2004)
- 27) 田中信：栄養教諭制度の実現まで 50年の歩み (2)～(5)，栄養教諭vol.2～vol.5 (2006)
- 28) 今井英夫：養護教諭の職務の展望，学校保健研究 12 (11) ,527-533 (1970)
- 29) 小倉学：養護教諭の職務と今後の課題，学校保健研究 15 (7) ,317-332 (1973)
- 30) 近藤真庸：養護教諭成立史研究序説 第1回大都市連合教育会(1916年)と「一校一名専任駐在制」学校看護婦，人文学報 教育学 17, 67-88 (1982)
- 31) 藤田和也：養護教諭の教育実践の地平，東山書房 (1999)
- 32) 鈴木裕子：養護教諭の歴史とアイデンティティに関する研究 ―養護概念の変遷の検討を中心に―，障害・医学・教育研究会誌 4, 131-198 (2002)
- 33) 近藤真庸：養護教諭成立史の研究―養護教諭とは何かを求めて―，大修館書店 (2003)
- 34) 今野洋子：養護教諭の歴史に関する研究 (1) 学校看護婦の変遷から，人間福祉研究 (8) ,155-170 (2005)
- 35) 大谷尚子：養護教諭の今日的課題に対する，養護教諭の歴史からの一考察 ―揺らぐアイデンティティを支えるために―，茨城大学教育学部紀要 教育科学 55,345-364 (2006)
- 36) 穴戸洲美：日本の養護教諭制度の発展過程に関する一考察―初期から養護訓導まで，帝京短期大学紀要 (14) ,23-27 (2006)
- 37) 教育科学研究会・藤田和也編：保健室と養護教諭―

- その存在と役割, 国土社 (2008)
- 38) 大磯敏雄: 混迷の中の飽食—食糧・栄養の変遷とこれから—, 医歯薬出版株式会社 (1980)
- 39) 荻原弘道: 日本栄養学史, 国民栄養協会 (1960)
- 40) 藤沢良知: 公衆栄養・栄養指導の歴史, 食生活vol.97 No.10 ~ vol.98 No.9 (2003 ~ 2004)
- 41) 栄養士規則 第一条 (1945)
- 42) 新村洋史: いま考える 学校給食, 汐文社 (1992)
- 43) 栄養士法 第1条 (1947)
- 44) 文部省管理局学校給食課: 学校給食の発展とその現状 (1953)
- 45) 中村鎮編: 学校給食読本, 時事通信社 (1950)
- 46) 文部省: 学校給食の衛生管理の強化について (1950)
- 47) 近藤とし子: 学校給食のゆく道, 栄養と料理vol.16 No.4 p47 (1950)
- 48) 松本英一, 風間又四郎, 小河敏子, 香川綾: 学校完全給食をめぐる問題 座談会, 栄養と料理vol.16 No.9 p26 (1950)
- 49) 学校給食のキイ・ポイント—全国学校給食研究協議会開かる—, 栄養と料理vol.16 No.12 p41 (1950)
- 50) 岩原拓: 新しい学校給食, 杏林書院 体育の科学社 (1951)
- 51) 第13回衆議院厚生委員会議事録第42号, 昭和27年6月19日 (1952)
- 52) 田中信: 学校給食は何をおいても栄養士, 学校給食vol.14 No.9 p9 (1963)
- 53) 鈴木千恵子: 現場の学校栄養士として, 学校給食vol.25 No.11 p29-34 (1974)
- 54) 香川綾, 松本英一, 渡辺陸三, 為藤洋子, 伊藤初子, 遠藤米子: 座談会 学校給食はこれでよいか, 栄養と料理vol.22 No.5 p138-147 (1956)
- 55) 給食専従者の手記と批判, 栄養と料理vol.22 No.11 p138-143 (1956)
- 56) 十月の給食献立, 栄養と料理vol.27 No.10 p178-179 (1961)
- 57) 学校給食のための栄養士の条件, 栄養と料理, vol.30 No.2 p174-181 (1964)
- 58) 栄養教諭実現記念事業 社団法人全国学校栄養士協議会: 栄養教諭実現までのみちのり 45年間の記録 (2005)
- 59) 岩淵宮子, 矢崎きぬ, 中尾一徳, 大川清: 学校給食に望む—学校栄養士, 校長, 給食主任, 給食調理員それぞれの立場から—, 学校給食vol.14 No.1 p14-17 (1963)
- 60) 桑原丙午生: 『学校給食』関係栄養士の諸問題, 学校給食vol.16 No.12 p24-29 (1965)
- 61) 『学校給食の普及充実に』の教育モニター報告の結果, 学校給食vol.17 No.8 p10-21 (1966)
- 62) 会津孝雄: 学校栄養士の業務とは何か, 学校給食vol.18 No.1 p27-29 (1967)
- 63) 柳川覚治・喜島健夫: 学校栄養士に期待するもの対談, 学校給食vol.20 No.7 p12-17 (1969)
- 64) 三石辰雄: 学校栄養士に期待する, 学校給食vol.22 No.8 p18-22 (1971)
- 65) 桑原丙午生, 新谷佳子: 栄養士の「働きかけ」の実態—低い職業意識—, 学校給食vol.19 No.12 p16-19 (1968)
- 66) 持田栄一: 教師集団と学校栄養士, 学校給食vol.20 No.7 p23-26 (1969)
- 67) 桑原丙午生: 学校給食に期待されるもの, 学校給食vol.20 No.12 p34-36 (1969)
- 68) 桑原丙午生, 田中信, 池田ふみ子, 中角のぶ子, 夏目貞, 鈴木千恵子: 座談会 その栄養指導と問題点, 学校給食vol.21 No.6 p46-51 (1970)
- 69) 新しい学校栄養士に贈る5つの質問, 学校給食vol.22 No.4 p20-21 (1971)
- 70) 桑原丙午生: 新しく学校栄養士になれる方へ—人間関係を中心に—, 学校給食vol.22 No.4 p22-25 (1971)
- 71) 坂本元子: 学校栄養士がプロ意識をもつには, 学校給食vol.23 No.4 p35-38 (1972)
- 72) 平野洋子: 九月給食献立, 栄養と料理vol.25 No.9 p160-163 (1959)
- 73) 灘尾弘吉, 前田充明, 香川綾: 大臣に聞く 給食の方向, 栄養と料理vol.29 No.12 p186-192 (1963)
- 74) 茂木専枝, 岡野よし, 田中信, 坂部厚子, 稲垣公子, 香川綾: 学校給食のための栄養士の条件 座談会, 栄養と料理vol.30 No.2 p174-181 (1964)
- 75) 学校給食はだれのもの? 曲がり角にきた学校給食, 栄養と料理vol.38 No.5 p156-164 (1972)
- 76) 秋山久: 東京都における学校給食の現状と問題点, 学校給食vol.20 No.5 p24-27 (1969)
- 77) 諸星八徳: 学校栄養士の職務内容 栄養と健康管理の専門的技術者をめざして, 学校給食vol.21 No.10 p27-29 (1970)
- 78) 佐野叡子: 調理指導者としての学校栄養士, 学校給食vol.24 No.2 p26-27 (1973)
- 79) 桑原丙午生, 柳川覚治: 管理運営の近代化をめざして(2), 学校給食vol.21 No.11 p16-19 (1970)
- 80) 貴島健夫: 学校栄養職員の職務はこうありたい, 学校給食vol.25 No.12 p14-16 (1974)
- 81) 根津富夫: 学校栄養職員の設置と職務(その3), 学校給食vol.35 No.11 p58-65 (1984)
- 82) 社団法人全国学校栄養士協議会: 設立20周年記念誌 (1983)
- 83) 茂木専枝: 学校給食の新知識, 第一法規出版 (1980)
- 84) 荷見武敬, 根岸久子: 学校給食を考える 食と農の接点, 日本経済評論社 (1993)

- 85) ゆれうごく母と子の食生活—学校給食のつよいインパクト—, NORICレポート90 No.1, 農林中金総合研究所 (1990)
- 86) 保健体育審議会答申：生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について (1997)
- 87) 学校給食十五周年記念会編：学校給食十五年史 (1962)
- 88) 第19回衆議院文教委員会議事録第17号, 昭和29年3月15日 (1954)
- 89) 第19回衆議院文教委員会議事録第18号, 昭和29年3月16日 (1954)
- 90) 中原武夫：学校給食における栄養士, 学校給食vol.21 No.4 p31-34 (1970)